

令和元年5月
丸亀市農業委員会通常総会
議事録

令和元年5月20日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 5月 丸亀市農業委員会通常総会 議事録

開催日時 令和元年 5月20日(月) 午前9時～午前10時

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 45人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |

農地利用最適化推進委員 29人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 17. 増田 澄 | 26. 古川 正人 |
| 2. 田村 元良 | 10. 大林 春樹 | 18. 籾岡 正一 | 27. 近藤 秀行 |
| 3. 田中 義啓 | 11. 三木 徹 | 19. 喜來 聖則 | 28. 誥石 泰弘 |
| 4. 大西 亘 | 12. 寒川 弘 | 20. 宮本 政信 | 29. 滝 壽義 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 13. 尾松 英二 | 21. 津郷 憲一 | 30. 鎌田 光男 |
| 6. 坂井 清照 | 14. 松原 正春 | 22. 小路 敏弘 | |
| 7. 内田 久夫 | 15. 山地 正詞 | 24. 小林 繁 | |
| 8. 多田 輝美 | 16. 岡原 徹 | 25. 株屋根 明 | |

欠席委員

農業委員 0人

農地利用最適化推進委員 1人

23. 入屋 岩義

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹

事務局次長 小西 裕幸

担当長 塊場 具視

主査 岩崎 正英

副主任 山根 大雅

議事日程

議案

議案第1号 平成30年度事業報告について

議案第2号 令和元年度事業計画（案）について

議案第3号 別段面積（下限面積）について

報告事項

報告第1号 令和元年度丸亀市農業委員会予算について

●事務局長（長法秀樹君） おはようございます。本日は令和元年度を農業委員会通常総会ということで、朝早くから、ご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員でございますが、委員16名中、出席者16名でございます。したがって農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立しておりますことを報告いたします。それでは、令和元年度丸亀市農業委員会通常総会を開会します。最初に、開会にあたりまして松岡会長からごあいさつ申し上げます。

●会長（松岡繁君） おはようございます。麦秋といいましょうか。丸亀平野が黄色に染まってまいりました。委員の皆様には何かとお忙しい中、令和元年の総会並びに通常総会にご出席をいただきまして、どうもありがとうございます。また今日は徳田副市長さん、山地産業文化部長さん、奥田課長さんをご来賓としてご臨席をいただいております。日頃より大変ご指導、ご支援をいただいておりますことこの場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。先日農業新聞を見ておりますと、推進員の岡原徹さんが大きく載っておりました。ごらんになられた方もいらっしゃるかと思いますが、タイトルは「農をつなぐ」と「親から子へ農業をつないでいく」そういうタイトルの大きな囲みの記事でございました。各地域で委員の皆さん、ご活躍されていることに対しまして敬意を表したいと思います。その家族農業がだんだんこの数が少なくなっております。昨年、丸亀市が行いましたアンケート調査によりますと、5年以内に36%の方がリタイアする10年で60%の方がリタイアする。そういう回答がございました。なぜかといいますと、やはりもうからないからだと思っております。そういうことで自分一代でやめると。いう結果がそこへ表れているんだろうという思っております。米1俵60キロあたり生産費が1万9000円しますけれども農協へ販売すると、1万2000円これではやはりいい農家の後継ぎは育たないと。いうのは皆さん肌で感じているんだろうと思っております。いま、政府が行っております農政は官邸主導の農政といいまして農業の専門家でない規制改革推進会議そういうところの委員さんの発案で改革が進められていると。いう部分が多くあるわけで大規模化推進偏重農政とそういう政策になっておるところでございます。そういうことで小さな農家が、いわゆる家族農業というのは維持できないという状況になっているわけでございます。丸亀城の石垣が一部、崩れましたけれどもこの美しい石垣はほとんど崩れないと言われております石垣も大きな石だけでなく、小さな石も組み合わせさせて強固な石垣となっております。農業も同じでございます。大きな農家と小さな農家、家族農業が組み合わせさせてこそ、農村社会が維持されて

いくんだらうと考えております。したがって、辞めたいと言っている農家も辞めないで、がんばっていただく、そういう農政でなければいけないと思っております。政府の進めている大規模偏重策から地域政策に転換させていくというのは国会議員にお願いするとして、せめて地域農政、市が行う自治体農政におきましては産業としての農業と小さな家族農業を両立させるような施策をぜひ、市長さん、部長さんにはお願いしたいと思っております。私たち農業委員会は新しい農業委員会法に基づきまして、2年前に農地最適化推進員が新設されました。新体制に移行しまして、はやもう2年近くになろうとしております。残すところあとを1年となったところでございますが丸亀市の農業、農村が持続的に維持発展をしますように私たちは1つ目に耕作放棄地、遊休農地の発生防止を行う。常日ごろ農地パトロールをしていただきまして、遊休農地が発生しないように取り組んでいただきたいと思います。2つ目に担い手への農地のあっせん集約でございますが、今つくっている農地の維持管理をしないという農家が増えてきておりますので、そういうところの皆さんの声をお聞きして、言ってくるのを待つんじゃなくしてそういうところの農家の農地を担い手へあっせんをお願いしたいと思います。3つ目にそういっても、担い手がなければあっせんもできませんので、担い手の掘り起こした集落営農の設立への支援なんかにも取り組んでいただきたいと思います。この3点につきまして私たち農業委員会は戦う農業委員会としてぜひ現場に入らせていただきまして農業者の生の声を聞いていただきたいというふうに思うところでございます。また私たちの運動が多くの皆さんに目に見えるようにするためにも農家の座談会というのをぜひ行っていただきましてまだのところは田植えが終わりましたらぜひ計画をお願いしたいと思っております。これから暑くなつてまいります、体調には十分気をつけていただきまして事業の推進に取り組んでいただければと思います。本日は平成30年度を総括しまして、令和元年の事業計画を提案いたしますのでぜひ十分ご審議をいただき補強を行っていただければと思っております。私の考えの一端を述べさせていただきます、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

本日はよろしくお願いたします

●事務局長（長法秀樹君） ありがとうございます。続きまして、ご公務多忙の中、ご臨席をたまわっておりますご来賓にごあいさつをたまわりたいとは存じます。最初に、丸亀市副市長徳田善紀様、よろしくお願いたします。

●丸亀市副市長（徳田善紀君） みなさま、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました丸亀市副市長の徳田でございます。本日は本来ならば、梶丸亀市長が参りまして皆様方にごあいさつを申し上げるべきところでございますが、あいにく急用ができて、ただいま上京しているところでございます。本日は市長に代わりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、丸亀市農業委員会通常総会の開催、まことにおめでとうございます。農業委員、農地利用最適化推進員の皆様におかれましては、日頃より農地の有

効な利用を図るため、農地パトロールや農家相談などを格段のご尽力をたまわっておりますことに対しまして、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。さて、年号も平成から令和に替わり、一層早くなっていく、一連の移り変わりの中で農業や農地というなくしてはならないものを守っていくことは本当に大切なことであろうと存じます。思い返せば、平成は、農業にとりましては大きな転換の時代であり、国内農業を取り巻く状況は一変をいたしました。TPPや日欧EPAなど押し寄せる貿易自由化の波、農業者の高齢化や後継者不足、そしてそのことによります遊休農地の増加など農業、農村の衰退が進む結果となりました。一方、その現状を打破するために、認定農業者制度が創設をされ、新しい農業形態として農業経営の法人化などが進められてまいりました。また農地の集約化による有効利用を図るため、農地中間管理機構など農地の貸し借りの流動化を促す機関も創設されました。しかしながら、農産物価格の低迷や国の制度として米への直接支払交付金を打ち切るなど大規模な農業経営による効率的な農業経営を支援する制度へと変わり行く中で、香川県のような小規模経営の零細農家が多い地域にとりましては大変厳しい状況にあることには変わりはありません。農業委員会には地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図と言われております人・農地プランの作成に積極的に関与することが求められていることありまして農業委員会の果たす役割というものはいまでも増して、重要になるものと存じます。本市におきましても、丸亀の農業振興に積極的に取り組んでまいります。どうか、皆様方におかれましては、松岡会長さんも筆頭に各委員の皆様が一丸となって持続可能な農業を目指し精力的に取り組んでいただきますよう、お願いを申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

●事務局長（長法秀樹君） ありがとうございます。続きまして、ご出席いただいておりますご来賓のご紹介をいたします。産業文化部長、山地様でございます。

●産業文化部長（山地幸夫君） おはようございます。産業文化部長の山地でございます。この4月から産業文化部となりました。以前は秘書政策課でございました。皆様方には大変お世話になっております。未経験の部署でございますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

●事務局長（長法秀樹君） 続きまして、産業文化部農林水産課、課長の奥田様でございます。

●農林水産課長（奥田孝彦君） 皆様おはようございます農林水産課課長の奥田でございます。4月1日より、課長を拝命いたしました。昨年度までは副課長という立場だったのですけれども今後とも、農業委員会の皆様とは協力して、農業の振興を推進してまいりたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局長（長法秀樹君） ありがとうございます。以上で、ご来賓の方々のご紹介を終了いたします。ここでご臨席をいただきましたご来賓の方々におかれましては、公務のため、ここで退席されます。ご了承を賜りたいと存じます。お忙しいところ、ありがとうございました。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、会議用に机の配置を変更させていただきます。このままお待ちください。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、引き続きまして、4. 議事に移ります。議長につきましては、農業委員会総会会議規則第6条により、会長が議長となり、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします

●会長（松岡繁君） ただいま事務局より説明がございましたように、総会会議規則により本日の議事運営は、会長が当たるということでございますので、ここから議事運営につきましては、私の方で進めさせていただきます。皆様にはご協力のほど、よろしくお願いいたします。それでは、お手元の総会次第の議事日程に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます。まず議事日程第1、議事録署名委員の選任についてでございますが、私の方から指名することに、ご異議ございませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは1番西山委員さん、3番尾野委員さんのお二人に議事録署名委員をお願いをします。では、議事日程第2議案審議に入ります。まず、議案第1号、平成30年度事業報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたしますそれでは、1ページ、2ページをお開きください。議案第1号、平成30年度事業報告について、別紙1につきまして、2ページから8ページまで、ポイントを絞ってご説明いたします。まず2ページ上段の（1）農業委員会の構成に関する①委員については、農業関係者による委員が15名、利害関係のない議員が1名の16名です。農地利用最適化推進員につきましては、農業者等からの推薦が30名となっております。③の役員につきましては、会長1名、副会長2名となっております。続きまして、（2）農地に関することをををらんください。まず①総会議案審議・報告でございます。まず、ア農地法第3条1項許可申請は農地の売買等、権利移動・設定に関するものでございます。平成30年度は件数にして69件、137筆、90,854.57㎡の申請がございました。前年度に比較して件数、筆数はほぼ同じでございますが、面積が1割ほど増加しております。次に、イ農地法第4条1項の許可申請は、いわゆる自己転用で、件数が36件、筆数49筆、16,500㎡でございます。前年度に比較して、面積が2割ほど減少しております。その面積のうち、約半数が住宅目的、4割が貸駐車場、貸資材置場等ございました。昨年につきましては、太陽光発電8%と前年に比べて、件数、面積が減少しております。続きまして、ウ農地法第5条の許可申請は、所有権や使用貸借権などの権利移動を伴う転用でございます。昨年度に比べて、件数で1割、面積で3割強、増加しております。面積でいいますと、6割が分譲住宅等を主とする住宅用、34%が商業施設となっております。次に、エ許可後の事業計画変更申請は、18件、72筆、42,388㎡で、

件数で5割、面積で2割弱、増加しております。オ非農地証明は21件、24筆、4,069.31㎡でございます。続いて、カ農用地利用集積計画関係でございます。これは利用権の設定に関する項目です。670件、1,716筆、1,663,765.08㎡で前年とほぼ変わりがございません。キ農地利用配分計画は、農地機構が受け手農家に貸し付ける際、配分する計画を、農業委員会に意見聴取するものでございます。カの集積計画の案件のうち、農地機構を利用する案件が配分計画に載ることとなります。ク農地法第18条1項許可申請は賃借権の合意解約に応じない場合に、一方から県知事に許可を受けて、解約の申し入れをするものでございますが、昨年度も実績はございませんでした。コ競売買受適格証明願は、裁判所等の競売物件となった農地の入札参加者の資格を、農地法に照らして、耕作・転用目的ごとに証明するものです。平成30年度につきましては、耕作目的で3件ございました。サ農地改良届は、農地の切り盛り等、造成する工事の届出でございまして30年度につきましては、隣接農地と一体利用するための造成が2件ございました。シ農地法第18条第6項通知。これは農地の賃貸借に係る合意解約の項目でございます。ソ農地法第3条の3第1項の届出は、農地を相続等により取得した場合にその旨の届出が農業委員会に提出されるものでございます。タ非農地決定。こちらは農地の状況について、所有者等から判断を求めてくる、先ほどのオ非農地証明願と異なり、農業委員会が農地でないことを判定するか判断するというところでございます。30年度該当がございません。次に、②諸証明、届出関係でございます。ア工事完了証明は転用許可後、事業者からの証明願に基づき、申請内容に沿って工事ができているかどうか現地確認を行い、証明するものでございます。この証明により、農地から非農地への地目変更登記が可能となります。昨年度は109件ございました。3ページをお開きください。③農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、移転でございます。基盤法の利用権設定促進事業のなかで農地利用集積計画を決定したものの内訳でございます。使用貸借、地代等の支払いのない使用貸借が全体の8割を超える状況となっております。続いて、④農地利用状況調査をご覧ください。これは農地法第30条の規定に基づく遊休農地の調査に関するものでございます。従来9月から12月にかけて実施しておりましたが、28年度からは8月までに終了しなければならなくなっております。ウ荒廃農地面積・筆数の3行目、新規増加面積は8.5ヘクタールで前年に比べて、発生件数は3割ほど減少しております。オ遊休農地の指導等は、文書による指導件数で78件、139筆、の所有者に対しまして、文書を発送してございます。前年に比べて、件数で21%2割ほど減少しております。(3)農政に関することでございます。①総会等開催状況につきましては、総会・役員会をはじめ、毎月の定例農業委員会、農家相談会、また事業計画の中で実施した農政活動等について、月別に取りまとめたものでございます。主な行事を簡単にご説明いたします。4月16日、17日、18日に綾歌地区で農業者意見交換会を開催いたしました。地域農業の抱えている問題を地域の皆さんと危機意識を共有し問題解決の話し合いを始めるきっかけ作りのため

に行っております。5月18日、平成30年度通常総会及び定例会を開催いたしました。5月30日、全国農業委員会会長大会。これは全国の農業委員会の会長が東京に集まり、組織活動として決議し、国の農政に対して陳情を行うものでございます。4ページをご覧ください。11月6日、広島県広島市へ、法人化への取り組み、米と野菜の複合経営と近郊農業について、遊休農地や担い手対策など今後の課題について、県外視察研修を行っております。12月4日、市町農業委員・推進委員研修会に参加しております。2月15日、城南地区で、19日綾歌地区で、訂正をお願いしたいんですが、3月17日とあるのは3月5日でございますが、郡家地区で農業者意見交換会を開催してございます。次に、②総会の議案審議及び報告事項についてでございます。1ページめくっていただきまして、5月18日に通常総会では平成29年度事業報告、平成30年度事業計画（案）及び別段面積の設定についてご審議をいただきました。続いて、4ページ下段から5ページをご覧ください。③総会議案審議・主な報告事項についてでございます。定例総会は、毎月1回、計12回開催し、委員全員で構成されますことから、農業施策・事業や広く農政上の課題等について検討・協議いただきました。次に、④要望・意見書の提出、委員会活動の周知等についてをご覧ください。国への農業施策等の要請、これは農業委員会が農業者・農業の公的代表機関であることから、全国農業委員会系統組織とともに、要請決議をし、国会へ陳情する農政活動の一環で行うものであります。（1）全国農業委員会会長大会は5月30日に開催され農業農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案決議など、4つの事項が決議・決定されました。大会終了後、議員会館に赴き直接、国会議員への要請を行ったところでございます。（2）会長代表死者集会は、11月29日に開催され農地利用の最適化などに関する2つの事項が決議されました。6ページをご覧ください。行政庁への農業施策に関する意見書の提出でございます。これは、農業者の意見や要望等を県知事、市長等の行政庁へ意見書を提出するものでございます。（1）平成31年度県農業施策に対する改善意見につきましては、7月24日に、担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入等の促進など3項目を提出いたしました。（2）丸亀市の農業施策に関しましては、10月19日、市長及び市議会議長に意見書の提出を行いました。いうと、農業委員会だよりの発行につきましては、12月下旬、約5000部を発送させていただいております。掲載内容は、市長への意見書の提出、農業者との意見交換会、農業委員会の視察研修など記事として載せました。委員研修会・講演会等への参加の枠内をご覧ください。記載の各種委員研修会・講習会に参加してございます。7ページをご覧ください。委員県外視察研修でございます。先ほど申しましたが、広島市の農事組合法人よしやまで研修を受けたところでございます。参加者は委員21名、事務局2名でございました。次に、⑥全国農業新聞の普及推進活動につきましては、新規購読者の確保に努め全国農業新聞優秀農業委員会団体等表彰を4月に入ってでございますが、受けてございます。最後に、⑦農業者年金業務及び加入推進活動でございます。

農業者年金基金に伴います事務手続、年金制度の周知・加入促進に努めました。内容については記載のとおりでございます。以上、議案第1号30年度事業報告について、ご審議いただきますよう、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案第1号の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） よろしいですかね。ご発言が無いでございますので、議案第1号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）ご異議なしと認め、議案第1号は、原案どおり承認することに決定しました。続きまして、議案第2号令和元年度を事業計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、第2号議案令和元年度事業計画（案）についてをご説明いたします。議案書9ページをお開きください。最初に、1. 令和元年度事業方針でございます。前段から中段にかけて、我が国の農業・農業者を取り巻く状況や、TPPなど国際的な動きについて触れてございます。後段で、農業委員会としてこの1年間に取り組む方針等について記載してございます。その部分の内容を簡単に説明いたします。農業者を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、丸亀市農業委員会は農地転用等の業務の適正な遂行とともに、農地利用状況調査等の実施により、遊休農地の発生防止、解消に努める。香川県農地機構等関係団体と連携し、農地の集約に繋げる。担い手対策として、地元や普及センター、市長部局と連携し、就農支援、農業従事者の確保と育成に努めるなど、農地利用の最適化を推進するものとするそして農業者との意見交換会の実施や、個別訪問による農業者の意向把握に努めるとともに実効性のある、人・農地プラン作成に協力していく、としております。続きまして、10ページをご覧ください。2. 事業内容について説明いたします。（1）各会議の開催等につきましては、ご覧のとおり、5月にこれまでと同様に通常総会を開催し、また、定例総会を毎月開催してまいります。次に、（2）農地関係事業についてでございます。①農地法関係申請等処理業務につきましてはア農地法第3条申請については、審査基準等に基づき、適正な審査を行います。イ農地法第4条及び第5条申請につきましては、適正な審査のうえ、県への進達を行ってまいります。ウ農地法第18条第6項の通知は、適正に台帳等の整備、管理を行ってまいります。エ非農地証明等の諸証明及び農地法に基づく届出等につきましては、適正・迅速に処理してまいります。②農地中間管理法関係業務でございます。農地借受者受付や貸付者の募集、位置・権利関係の確認作業その他の農地中間管理事業の適正な処理を農林水産課及び農地集積専門員と協力して行ってまいります。③農地の利用関係調整業務。ア農地移動適正化あっせん基準に基づき、農用地の売買・賃貸借等のあっせんを行ってまいります。イ利用

権設定につきましては、市の基本構想に沿って、農用地利用集積計画を決定してまいります。ウ農地中間管理事業に関する配分計画を審議いたします。エ農地の利用関係を巡る紛争について、和解仲介を行います。

④農地の集積その他農地等の効率的な利用促進に関する業務につきましては、ア人・農地プランにおいて、経営規模拡大等の意欲・能力がある農業経営体に対し農地の集積、有効利用に向けた取り組みを行ってまいります。イ新規就農者を支援してまいります。⑤無断転用防止の啓発についてでございます。無断転用対策として、農地パトロールや違反転用に係る啓発・広報活動を行ってまいります。(3)農政関係事業でございます。①農地利用最適化に関する意見の提出、要望活動等の実施アでは、以前の建議に代わる制度として、農地利用の最適化の推進に関する意見書の提出を行ってまいります。イでは、アの他、全国農業委員会会長大会も含め、農業施策についての要請活動を行ってまいります。ウでは、毎月の定例農家相談会を開催するとさせていただいております。②各農政施策・制度等の検討・協議について。ここでは、農業に関する国・県・市の施策・計画、事業等の調査・研究、その他必要な農政諸問題対策を検討・協議してまいります。③業務の適正執行の徹底と情報公開の推進についてでございます。アでは、会議等における議事録の作成・公表等、透明性の向上、公平性・公正性の確保をしてまいります。イでは、委員自らの活動目標の設定と実践。で農業委員会として計画を策定し、活動してまいります。ウでは、農地に関する情報を広く一般市民にも周知するため、市ホームページ等の広報媒体による情報発信等を掲げさせていただきました。④農地基本台帳の整備充実でございます。現在の農地基本台帳に加えまして、国の進める農地情報公開システムの本格導入に取り組んでまいります。⑤農業委員研修への参加でございますが、県・農業会議等の農業委員研修への参加及び先進地視察の実施を行ってまいります。⑥全国農業新聞の普及推進につきましては、特に全国農業新聞の新規の購読推進を進めてまいります。⑦農業者年金加入推進につきましては、農業者年金制度の周知及び加入促進に努めてまいります。12ページをごらんください。次に、3. 重点対策事業についてでございます。ここでは、農地利用の最適化の推進を重点事業としています。①調査・指導活動の実施では、まずアで、農地パトロールに現況把握を行ってまいります。イでは、再生利用可能農地につきましては、利用意向調査を実施し、自作しない場合につきましては、農地中間管理事業等の活用を進めてまいります。ウでは、周囲に及ぼす影響が大きい遊休農地、解消の可能性の高い農地から優先的に取り組むこととします。エ委員各自の解消目標を明確に定め、その達成に向けて取り組む組むことを記載させていただいております。②では香川県農地機構との連携を掲げました。③利用権設定等の農地利用調整の推進農地中間管理事業の対象とならない遊休農地につきましては、文書等により意向確認を行ってまいります。④担い手確保に向けた支援活動担い手、後継者の掘り起しは地域ごとに、農業委員・推進員が情報収集確保に努めます。また、集落営農組織の法人化に向けた取り組みを支援するというのでそうした座談会への参加をしてまいります。⑤広

報・啓発活動でございます。市広報市・農業委員会だより等で、遊休農地の解消に向けた理解・協力を求めてまいります。⑥農地基本台帳の整備を掲げさせていただいております。次に13ページをお開きください。4.年間活動スケジュールについてでございます。農家相談会は毎月、開催してすることとしております。また役員会は随時開催してまいります。定例総会につきましては、かつ書きの日程で毎月開催することとしております。7月と10月に農地利用の最適化に関する意見書を提出することとしておりますので、委員皆様に意見等の集約のためアンケート等を発送いたしますので、よろしく願いいたします。11月には県外先進地視察研修を予定しております。また、右の段には農地土地パトロール、利用意向調査についてスケジュールを載せております。以上で、令和元年度の事業計画（案）についての説明を終わります。よろしくご審議、お願いします

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。議案第2号の説明が終わりました。ただ今の説明に対しご質問、ご意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご発言が無いようでありますので、議案第2号につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●事務局長（長法秀樹君） ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。承認されましたので、（案）を消していただきたいと思っております。

●会長（松岡繁君） 最後に、議案第3号別段面積（下限面積）の見直しについてを議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします、議案第3号の別段面積（下限面積）について、議案書を15ページをお開きください。下限面積等はでございますが、農地法の許可要件の1つとして規定されているものでございます。農地の権利を取得するには、一定規模以上の農地経営面積を持っていないとしないものでございます。これは1の説明にも多くありますとおり、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営は効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるためでございます。許可後の経営面積が都道府県では50アール以上にならないと許可できないとされております。また、農業委員会では農業委員会の適正な事業実施についての農水省通知に基づきまして、毎年、下限面積の制定または修正を検討し、その結果を市のホームページ等で公表することとされております。本市農業委員会では、平成25年度に、島しょ部を除く地域で40アールから30アールに引き下げ、その後も毎年検討しております。そこで、今年度も下限面積の維持または変更についてご意見をいただきたいと思っております。15ページの3.面積設定の

判断基準の項目には、下限面積を設定する基準が示されています。法定の50アールでは地域の実情に適さないと判断される場合には、1項基準を使います。ポイントは、③の設定面積は、設定区域内で耕作に供している者の数が、当該設定区域内で耕作に供している者の総数のおおむねと100分の40を下らないこと、つまり、おおむね4割の人が耕作している面積を基準にするということでございます。次に16ページをご覧ください。2項基準とは、島しょ部のように高齢化等により農地の遊休化が深刻な状況で特に、新規就農等を促進しなければならない場合です。丸亀市におきましては10アールに制定しています。次に、4設定方法についてでございます。農林業センサスの統計数字を活用する場合と農地基本台帳を活用する方法があることを書いてございます。そこで、見直しの参考の資料として用意してしておりますのが、議題（案）3資料でございます。先に議案とともにお送りさせていただいておりますので、そちらの方をごらんいただけたらと思います。簡単に資料の見方の説明をいたします。1ページをお開きください。資料データ1でございます。農家経営面積の集計表でございます。農家所在別に、大きく5つの範疇に分けたものでございます。ここでは、平均経営面積がおおむね、旧丸亀市においては3反、綾歌6反弱、飯山5反5畝であることがわかります。続いて2ページ資料データ2の農地基本台帳保有データに基づく経営面積10アールきざみの農家数でございます。農業委員会委員の台帳をもとに算出したものでございます。見方として、経営規模面積10アールきざみで区分し、それぞれ該当する農家数を把握した上で、設定する面積区分の累計農家数が全体の何割を占めているかを表したものでございます。そこで、一番下の丸亀全体の欄をご覧ください。経営規模面積40アール未満の類型割合が68.3%を占めております。現在、本市が採用している30アールでも60%、さらに、左でも49.5%の農家の方がこの規模で経営しているということでございます。なお平成28年度までは農林業センサスの資料も併せて記載しておりましたが、いま現在、センサスの方では30アール単位のデータしかございませんので、農家基本台帳によりデータを算出しております。資料データ3次のページの3ですが、町別・経営規模別農家数、掲載しております。それぞれの市町ごとでどれぐらいの規模の農家が、どれぐらいあるということを記載しておりますので、参考としていただけたらと思います。また、4では農家所在別の経営田畑面積表を添付しております。それぞれの町でどれぐらいの農地があるかを記載してございます。参考までに見ておいていただけたらと思います。最後に9ページでございます。こちらは平成31年4月1日現在での県内の市町別別段面積の設定状況でございます。高松市と三豊市の詫間町で20アールの下限を設定しております。それ以外のところは丸亀市と同等の30アール、または40アールを下限とする市町が多数となっております。こちらの資料から判定する考えうる状況として全体の耕作者のおおむね4割が耕作する状況を見るときに市全体としては、もう既に20アール未満の農地経営面積が4割を超えておりますが旧綾歌におきましては現在の30アールの経営規模の累計が4割ということで

まだ20アールに下限を引き下げするには少し早いのかなということで現状どおりの下限面積の設定をすることを提案させていただきたいと思います。よろしくご審議お願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第3号の説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問、ご意見がございましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特段、ご質問ございませんか。それでは御質問もないようでございますので、ただいまの議案第3号別段面積、（下限面積）の見直しについて採決を行います。丸亀市の農地等の権利移動の制限に関して農地法第3条第2項5号及び農地法施行規則第17条1項の規定に基づき、陸地部の別段面積（下限面積）を30アールとした島嶼部については、農地法施行規則第27条2項の規定に基づき、20アールとして変更は行わないとする提案に対して、賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございました。賛成多数でございますので議案第3号別段面積（下限面積）について農地法第3条第2項第5号に定める別段面積は変更せず、陸地部は30アールまた島嶼部においては10アールとします。なお先ほど事務局より説明がございましたとおり、この結果につきましては、農業委員会のホームページで公表をいたします。以上で議案1号から3号までの審議は終わりました。続きましてお手元の資料等によりまして報告事項に移ります。報告第1号について一括して事務局から説明をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは総会議案書の17ページをお開きください。報告第1号令和元年度丸亀市農業委員会予算について、予算の概要についてでございます。簡単に説明させていただきます。令和元年度丸亀市一般会計予算の総額は505億円で前年度比70億円の増額となっております。また、農林水産業費のうち農業費が8億5218万5000円で前年度比9236万1000円の増額となっております。農業委員会の事業予算につきましては3153万1000円で前年比47万3000円の減額となっております。減額理由は、委員活動に使用する資材としての需用費19万2000円、中讃広域行政事務組合負担金31万9000円の減額がその主なものとなっております。続きまして事業内容でございます。第1節報酬2180万4000円これは皆さん46名の委員さんの報酬の総額でございます。昨年と同額でございます。7節賃金327万1000円は非常勤職員2名の賃金でございます。8節報償費8万円は研修会等を開催する際の講師謝金等でございます。9節旅費8万3000円は委員さんが視察研修等に要する出張手当等でございます。11節需要費総額112万円、農業委員業務必携等、委員活動資材費、事務局の事務用品消耗品農業委員会だよりの印刷等の経費でございます。12節役務費2万円は農地利用意向調査を含めた郵送料でございます。14節使用料及び賃借料は視察研修のバスの借り上げや島嶼部の農地パトロールの際のフェリー代でございます。最後に19節でございます。負担金、補助金及び交付金は中讃広域への

負担金と香川県農業会議への拠出金が主な支出となっております。以上で農業委員会に关します令和元年度の予算の概要についての説明を終わります。

●会長（松岡繁君） 報告事項の説明が終わりました。ご質問等ありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようでございますので、これを持ちましてすべての議事が終了いたしました。皆様のご協力により、総会がつつがなく終了しましたことを厚くお礼申し上げます。以上を持ちまして、令和元年度丸亀市農業委員会通常総会を閉会をいたします。長時間のご審議ありがとうございました。

●事務局長（長法秀樹君） お疲れ様でした。少し休憩を挟みたいと思います。この時計で10時10分から5月の定例総会を開催したいと思いますので、10分館の休憩ということでよろしくお願ひいたします。

（10時閉会）